

2009 年12 月10 日号

『経営力向上！リサイクルショップ会計の極意』

エフ 先生！利益の計算方法ってどういうことですか？

（今回はリサイクル通信 11 月 10 日号を参照）

先生 良くある勘違いですが、管理上の利益と税務上の利益は違うんです。

エフ えっ？利益って売上から買取金額や経費を引いて手元に残った現金じゃないんですか！？

先生 違います！そもそも税務上の計算とは「売上－売上原価」で、あなたの言う「買取金額」ではないんですよ！！

エフ どういうことっスカ！！？

先生 つまり売上からその商品の買取金額を差し引いたものが売上総利益、いわゆる粗利なのです。その期の買取金額をそのまま差し引くことではないですよ。

カンタンに言うと、実地棚卸業務とは、売上原価の確認です。

エフ なるほど。確か売上原価は「期首在庫高＋期中仕入高－期末在庫高」（全て原価）でしたよね。

実地棚卸しと帳簿の棚卸しで「期末在庫高」を出すのか！

先生 おっ！分かってきましたね！

エフ でも先生、うちは仕入れた商品原価も帳簿につけてますから、実地棚卸しで帳簿在庫の消し込みをすれば期末在庫分の原価も分かりますが、そうでない場合はどうやって期末在庫の原価を把握すればいいのですか？

先生 計算が必要になります。取扱品目が多い小売業では「売価還元法」という計算方法が一般的です。カンタンにいうと、期末商品在庫高（売価）に原価率を掛ける計算方法です。

「（期首在庫高＋期中仕入高）÷（期中売上高＋期末在庫売価）」で原価率を求めます。

エフ バックリですね。

先生 その通り！ただし、棚卸しの時に、店頭の商品と売価変更を紐付けできなければ、期末在庫が過大評価されることとなります。

エフ つまり計算上の原価率が下がる！

先生 そして無駄な利益が計上される！！取扱商品によっても異なりますが、多ければ 5%～10%近い過大評価カテゴリもあるかもしれません。

エフ 先生！品目が多く実体を管理できない店舗ではどうすれば良いのですか？

先生 私は①「6 割管理ルール」&②「6:3:1 の売価変更ルール」を提唱します！

まず①ではカテゴリ別に売上高構成比を出し、上位 6 割のカテゴリには個別管理を適用。そして残りは売価還元法を適用するものです。②は売上構成比の 6 割：個別管理、3 割：割引率管理、1 割：割引金額管理といった風に管理方法を決め、A～D といった段階別に割引率・金額をそれぞれ設定するというものです！

エフ 先生、ステキ！！

>>>サイトウ先生の【6 割管理ルール & 売価変更ルール表】はWEBサイトよりPDFダウンロード可